

令和2年度  
防災くらし安心部当初予算の概要

令和2年2月  
防災くらし安心部



# 令和2年度 防災くらし安心部主要施策の体系

令和2年2月

## 災害に強く、安全・安心な地域づくりの推進

### 1 自然災害への備えの強化

#### (1) 総合的な危機対応力の充実強化

- やまがた防災力向上加速化事業費 3,460千円
  - ・出前教室等による防災教育の充実と啓発活動の推進
  - ・自主防災組織リーダー等を対象とする実践的研修の実施
  - ・県・市町村の連携強化及び医療、保健、福祉など各分野の災害時対応の連携強化を目的とした研修の実施【新規】
  - ・大規模災害への対応力強化のための職員研修の実施
- 備蓄物資更新事業費 7,423千円
  - ・大規模災害に備えた食料・飲料水等備蓄物資の計画的な備蓄・更新（乳児用液体ミルクの追加【拡充】）
- 津波対策推進事業費 560千円
  - ・指定市町が行う避難誘導案内標識設置等に対する助成（夜間対応型限定、補助上限額嵩上げ【拡充】）
- 火山防災対策推進事業費 1,823千円
  - ・蔵王山、鳥海山、吾妻山の火山防災協議会の運営
- 市町村防災行政無線整備促進事業費（市町村総合交付金） 77,394千円
  - ・市町村が行う同報系防災行政無線整備に対する助成
- 自主防災組織強化推進事業費 4,490千円
  - ・自主防災組織の組織化推進等への支援
  - ・防災士の養成
- 国民保護対策推進事業費 3,373千円
  - ・国民保護図上訓練の実施
- 消防活性化推進事業費 1,644千円
  - ・消防団員の加入促進
- 救急救命体制整備促進事業費 9,777千円
  - ・救急救命士の養成、教育体制の充実強化
- 消防防災ヘリコプター管理運営費 183,505千円
  - ・消防防災ヘリコプター「もがみ」の運航管理

#### (2) 東日本大震災からの復興・避難者支援

- 避難者支援連携協働推進事業費 2,090千円
  - ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の運営
  - ・健康や暮らしに関する交流相談の実施
  - ・避難者ケースマネジメント実施への支援
- ボランティア支援事業費 14,442千円
  - ・「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営支援
- 避難者向け借上げ住宅事業費 4,392千円
  - ・避難者向け借上げ住宅の提供

### 2 暮らしの安全・安心の確保

#### (1) 消費生活の安定及び向上

- 消費者行政推進事業費 29,432千円
  - ・消費生活相談、出前講座や啓発イベントの実施
  - ・若年者への消費者教育等を行う市町村に対する助成

#### (2) 犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化

- 性犯罪・性暴力被害者支援事業費 5,203千円
  - ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポートやまがた）」による相談支援
- 高齢運転者交通安全対策強化推進事業費【新規】 1,099千円
  - ・運転免許証の自主返納を支援するための協賛事業者の募集・登録
  - ・自転車の安全で適正な利用の周知啓発
- 交通安全総合対策費 7,702千円
  - ・県民総ぐるみによる交通安全運動の展開

#### (3) 食の安全・安心の確保

- 食の安全安心推進事業費 602千円
  - ・食の安全に関する県民との情報共有
  - ・食の安全ほっとインフォメーションによる情報提供

#### (4) 動物の愛護及び適正飼養の推進

- 動物愛護適正飼養推進事業費 369千円
  - ・動物愛護推進員の活動支援
  - ・親子動物愛護教室やペット防災セミナーの開催

#### (5) 安全で安定した水道水の確保

- 生活基盤施設耐震化等交付金事業費 444,641千円
  - ・市町村等水道事業者が行う施設耐震化や老朽化対策等に対する助成
- 水道事業運営基盤強化推進事業費【新規】 21,503千円
  - ・水道広域化推進プランの策定

# 令和2年度 防災くらし安心部当初予算 総括表

(総合支庁予算含む)

## 1 課別予算額

(単位:千円)

課名	2年度当初予算額		元年度当初予算額		比較増減 (A-B)	対前年度比 (A/B)
	金額(A)	一般財源	金額(B)	一般財源		
防災危機管理課	487,693	400,257	860,753	363,781	△373,060	56.66%
消防救急課	411,225	372,400	405,919	359,278	5,306	101.31%
消費生活・地域安全課	214,244	172,186	209,681	153,755	4,563	102.18%
食品安全衛生課	910,220	204,782	829,995	170,102	80,225	109.67%
合計	2,023,382	1,149,625	2,306,348	1,046,916	△282,966	87.73%

## 2 性質別予算額

(単位:千円)

性質別	2年度当初予算額		元年度当初予算額		比較増減 (A-B)	対前年度比 (A/B)
	金額(A)	一般財源	金額(B)	一般財源		
人件費	865,627	620,565	771,634	518,324	93,993	112.18%
一般行政費	728,184	528,143	1,120,648	517,092	△392,464	64.98%
扶助費等	0	0	0	0	0	—
貸付金	0	0	0	0	0	—
出資金	0	0	435,023	29,323	△435,023	—
積立金	13,199	13,132	26,921	26,847	△13,722	49.03%
維持補修費	58,765	58,765	40,789	40,789	17,976	144.07%
補助費等	184,499	107,287	188,939	121,369	△4,440	97.65%
物件費	471,721	348,959	428,976	298,764	42,745	109.96%
投資的経費	429,571	917	414,066	11,500	15,505	103.74%
一般公共	428,654	0	402,566	0	26,088	106.48%
一般単独	917	917	11,500	11,500	△10,583	7.97%
繰出金	0	0	0	0	0	—
合計	2,023,382	1,149,625	2,306,348	1,046,916	△282,966	87.73%

# 令和2年度当初予算 主要事業一覧

部局名：防災くらし安心部

## 1 自然災害への備えの強化

### (1) 総合的な危機対応力の充実強化

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	防災危機管理課	防災対策推進事業費	4,145		<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災会議の運営</li> <li>大規模災害を想定した図上訓練等の実施</li> <li>災害マネジメント総括支援員等の登録のための研修</li> </ul>
2	防災危機管理課	やまがた防災力向上加速化事業費	3,460	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前教室等による防災教育の充実と啓発活動の推進</li> <li>地域における防災力の強化に向けた自主防災組織リーダー等を対象とする実践的研修の実施</li> <li>県・市町村の連携強化及び医療、保健、福祉など各分野の災害時対応の連携強化を目的とした研修の実施【新規】</li> <li>大規模災害への対応力強化のための職員研修の実施</li> </ul>
3	防災危機管理課	備蓄物資更新事業費	7,423	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害に備えた食料・飲料水等備蓄物資の計画的な備蓄・更新（乳児用液体ミルクの追加【拡充】）</li> </ul>
4	防災危機管理課	津波対策推進事業費	560	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定市町が行う避難誘導案内標識設置等に対する助成（夜間対応型限定、補助上限額嵩上げ【拡充】）</li> </ul>
5	防災危機管理課	火山防災対策推進事業費	1,823		<ul style="list-style-type: none"> <li>蔵王山、鳥海山及び吾妻山の火山防災協議会の運営</li> </ul>
6	防災危機管理課	防災行政通信ネットワーク保守管理運営費	163,934		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政通信システム及び震度情報システムの運用・保守管理</li> </ul>
7	防災危機管理課	市町村防災行政無線整備促進事業費（市町村総合交付金）	77,394		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う同報系防災行政無線の整備に対する助成</li> </ul>
8	防災危機管理課	自主防災組織強化推進事業費	4,490		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織の組織化推進等に取り組む市町村への支援</li> <li>自主防災組織の中核となって防災活動を行う「防災士」の養成</li> </ul>
9	防災危機管理課	国民保護対策推進事業費	3,373		<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護図上訓練の実施</li> </ul>
10	消防救急課	消防活性化推進事業費	1,644		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の加入促進及び消防、保安功労者の表彰の実施</li> </ul>
11	消防救急課	救急救命体制整備促進事業費	9,777		<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の養成や教育体制の充実強化</li> <li>消防機関と医療機関の連携促進</li> </ul>
12	消防救急課	消防防災ヘリコプター管理運営費	183,505		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防防災ヘリコプター「もがみ」の運航管理</li> </ul>

(2) 東日本大震災からの復興・避難者支援

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
13	防災危機管理課 復興・避難者支援室	避難者支援連携協働推進事業費	2,090		<ul style="list-style-type: none"> <li>「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の運営</li> <li>健康や暮らしに関する交流相談の実施</li> <li>避難者ケースマネジメント実施への支援</li> </ul>
14	防災危機管理課 復興・避難者支援室	ボランティア支援事業費	14,442		<ul style="list-style-type: none"> <li>「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営支援</li> <li>定住・生活支援に関する情報提供</li> </ul>
15	防災危機管理課 復興・避難者支援室	避難者向け借上げ住宅事業費	4,392		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者向け借上げ住宅の提供</li> </ul>

2 暮らしの安全・安心の確保

(1) 消費生活の安定及び向上

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
16	消費生活・地域安全課	消費者行政推進事業費	29,432		<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談の実施</li> <li>消費者教育・啓発のための消費生活出前講座や消費生活情報を提供するイベント等の実施</li> <li>若年者への消費者教育など新たな課題に取り組む市町村に対する助成</li> <li>市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進や見守り活動の充実に向けた研修会の開催</li> </ul>

(2) 犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
17	消費生活・地域安全課	性犯罪・性暴力被害者支援事業費	5,203		<ul style="list-style-type: none"> <li>「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」の運営</li> </ul>
18	消費生活・地域安全課	高齢運転者交通安全対策強化推進事業費	1,099	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証の自主返納を支援するための協賛事業者の募集・登録</li> <li>自転車の安全で適正な利用の周知啓発</li> </ul>
19	消費生活・地域安全課	交通安全総合対策費	7,702		<ul style="list-style-type: none"> <li>県民総ぐるみによる交通安全運動の展開</li> </ul>

## (3) 食の安全・安心の確保

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
20	食品安全衛生課	食の安全安心推進事業費	602		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食の安全推進会議や「食の安全推進交流会」等による食の安全に関する県民との情報共有</li> <li>・ 出張セミナーや食の安全ほっとインフォメーションの定期発行による情報提供</li> </ul>

## (4) 動物の愛護及び適正飼養の推進

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
21	食品安全衛生課	動物愛護適正飼養推進事業費	369		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物愛護推進協議会の開催や動物愛護推進員の活動支援</li> <li>・ 親子動物愛護教室の開催</li> <li>・ ペット防災セミナーの開催</li> </ul>

## (5) 安全で安定した水道水の確保

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
22	食品安全衛生課	生活基盤施設耐震化等交付金事業費	444,641		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村等水道事業者が実施する施設耐震化や老朽化対策等に対する助成</li> </ul>
23	食品安全衛生課	水道事業運営基盤強化推進事業費	21,503	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水需要の減少や施設の老朽化等の課題に対応するための水道広域化推進プランの策定</li> </ul>

## 令和2年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜令和2年度分＞

## ◆ 条例案件 5件

番号	案件名	提案理由
議第48号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	高圧ガス保安法の規定に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等について手数料を新設するためのもの
議題52号	山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	自転車利用者にその利用しなくなった自転車の廃棄を適法に行わせる等のためのもの
議題53号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について	食品衛生法の一部改正に伴い規定の整備を図るためのもの
議題54号	山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員を置く等のためのもの
議題55号	クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	クリーニング師の試験に係る手数料の額の適正化を図るためのもの

## ◆ 条例以外の案件 1件

番号	案件名	概要
議第77号	第4次山形県総合発展計画の策定について	本県の新しい県づくりの指針となる第4次山形県総合発展計画を策定するためのもの

## 令和2年2月定例会 議案説明会

## ＜防災くらし安心部所管の2月補正予算の概要＞

## 〔一般会計〕

## 1 総括表

(単位：千円)

令和元年度現計予算	2月補正	2月補正後
2,365,797	△ 6,990	2,358,807

## 2 主な内容

## (1) 消防防災行政の推進

① 消防防災ヘリコプター管理運営費 22,571千円

## (2) 防災対策の推進

① 市町村が被災した他県への支援に要した経費 9,520千円

## (3) 事業実績等により減額する事業（主なもの）

① 生活基盤施設耐震化等交付金事業 △25,029千円

② 消費者行政推進事業 △6,930千円

③ 防犯ボランティア活動支援事業 △3,700千円

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																				
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（74） ー略ー</p> <p>（75） 高压ガス保 高压ガス 次の表の 安法施行令第18 容器検査 左欄に掲 条第 2 項第 3 号 等手数料 げる容器 の規定に基づく 検査又は 高压ガス保安法 容器再検 第44条第 1 項に 査及び容 規定する容器検 器の区分 査又は同令第18 に応じ、そ 条第 2 項第 4 号 れぞれ同 の規定に基づく 表の右欄 同法第49条第 1 に定める 項に規定する容 額 器再検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ ー略ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（イ）～（ホ） ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ハ及びニ ー略ー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（76）～（478） ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	区分	金額	イ ー略ー		ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査		（イ）～（ホ） ー略ー	ー略ー	ハ及びニ ー略ー		<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（74） ー略ー</p> <p>（75） 高压ガス保 高压ガス 次の表の 安法施行令第18 容器検査 左欄に掲 条第 2 項第 3 号 等手数料 げる容器 の規定に基づく 検査又は 高压ガス保安法 容器再検 第44条第 1 項に 査及び容 規定する容器検 器の区分 査又は同令第18 に応じ、そ 条第 2 項第 4 号 れぞれ同 の規定に基づく 表の右欄 同法第49条第 1 に定める 項に規定する容 額 器再検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ ー略ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 繊維強化プラスチック複合容器、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u>又は<u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（イ）～（ホ） ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ハ及びニ ー略ー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（76）～（478） ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	区分	金額	イ ー略ー		ロ 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> 又は <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査		（イ）～（ホ） ー略ー	ー略ー	ハ及びニ ー略ー	
区分	金額																				
イ ー略ー																					
ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査																					
（イ）～（ホ） ー略ー	ー略ー																				
ハ及びニ ー略ー																					
区分	金額																				
イ ー略ー																					
ロ 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> 又は <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査																					
（イ）～（ホ） ー略ー	ー略ー																				
ハ及びニ ー略ー																					

## 山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(自転車点検及び整備等)	(自転車点検及び整備等)
第14条 一略一	第14条 一略一
2～5 一略一	2～5 一略一
6 自転車利用者（当該自転車利用者が未成年者である場合は、その保護者を含む。 <u>次項</u> において同じ。）は、道路、公園及び商業施設その他の公衆が出入りすることができる場所において、その利用する自転車を、通行人、客その他の公衆の通行を妨げるように置かないよう、かつ、放置すること（正当な理由なく長期間置くことをいう。）のないように努めるものとする。	6 自転車利用者（当該自転車利用者が未成年者である場合は、その保護者を含む。 <u>以下この条</u> において同じ。）は、道路、公園及び商業施設その他の公衆が出入りすることができる場所において、その利用する自転車を、通行人、客その他の公衆の通行を妨げるように置かないよう、かつ、放置すること（正当な理由なく長期間置くことをいう。）のないように努めるものとする。
<u>7</u> 一略一	<u>7</u> 自転車利用者は、その利用しなくなった自転車を廃棄する場合は、 <u>適法</u> に行うものとする。
	<u>8</u> 自転車利用者は、その利用しなくなった自転車を廃棄以外の方法により処分する場合は、 <u>保管、譲渡その他適正な方法により行うよう努めるものとする。</u>
	<u>9</u> 一略一

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																																
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>食品衛生法</u>（昭和22年法律第233号。以下「<u>法</u>」という。）第50条第 2 項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準、<u>法</u>第51条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「<u>政令</u>」という。）第 8 条第 1 項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理運営基準)</p> <p>第 2 条 <u>法</u>第50条第 2 項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>別表第 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>魚介類せり売営業</u></td> <td>22,000円（引き続き許可を受けて<u>魚介類せり売営業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、21,000円)</td> </tr> <tr> <td><u>魚肉ねり製品製造業</u></td> <td>16,000円（引き続き許可を受けて<u>魚肉ねり製品製造業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>しょうゆ製造業</u></td> <td>16,000円（引き続き許可を受けて<u>しょうゆ製造業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>納豆製造業</u></td> <td>14,000円（引き続き許可を受けて<u>納豆製造業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	営業の種類	手数料の額	一略一		<u>魚介類せり売営業</u>	22,000円（引き続き許可を受けて <u>魚介類せり売営業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、21,000円)	<u>魚肉ねり製品製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>魚肉ねり製品製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)	一略一		<u>しょうゆ製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>しょうゆ製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)	一略一		<u>納豆製造業</u>	14,000円（引き続き許可を受けて <u>納豆製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円)	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>食品衛生法等の一部を改正する法律</u>（平成30年法律第46号）第 1 条の規定による改正前の<u>食品衛生法</u>（昭和22年法律第233号。以下「<u>旧法</u>」という。）第50条第 2 項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準、<u>食品衛生法</u>（以下「<u>法</u>」という。）第51条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「<u>政令</u>」という。）第 8 条第 1 項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理運営基準)</p> <p>第 2 条 <u>旧法</u>第50条第 2 項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>別表第 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>魚介類競り売り営業</u></td> <td>22,000円（引き続き許可を受けて<u>魚介類競り売り営業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、21,000円)</td> </tr> <tr> <td><u>魚肉練り製品製造業</u></td> <td>16,000円（引き続き許可を受けて<u>魚肉練り製品製造業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>しょうゆ製造業</u></td> <td>16,000円（引き続き許可を受けて<u>しょうゆ製造業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>納豆製造業</u></td> <td>14,000円（引き続き許可を受けて<u>納豆製造業</u>を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	営業の種類	手数料の額	一略一		<u>魚介類競り売り営業</u>	22,000円（引き続き許可を受けて <u>魚介類競り売り営業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、21,000円)	<u>魚肉練り製品製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>魚肉練り製品製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)	一略一		<u>しょうゆ製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>しょうゆ製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)	一略一		<u>納豆製造業</u>	14,000円（引き続き許可を受けて <u>納豆製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円)
営業の種類	手数料の額																																
一略一																																	
<u>魚介類せり売営業</u>	22,000円（引き続き許可を受けて <u>魚介類せり売営業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、21,000円)																																
<u>魚肉ねり製品製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>魚肉ねり製品製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)																																
一略一																																	
<u>しょうゆ製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>しょうゆ製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)																																
一略一																																	
<u>納豆製造業</u>	14,000円（引き続き許可を受けて <u>納豆製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円)																																
営業の種類	手数料の額																																
一略一																																	
<u>魚介類競り売り営業</u>	22,000円（引き続き許可を受けて <u>魚介類競り売り営業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、21,000円)																																
<u>魚肉練り製品製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>魚肉練り製品製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)																																
一略一																																	
<u>しょうゆ製造業</u>	16,000円（引き続き許可を受けて <u>しょうゆ製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、15,000円)																																
一略一																																	
<u>納豆製造業</u>	14,000円（引き続き許可を受けて <u>納豆製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円)																																

<u>めん類製造業</u>	14,000円（引き続き許可を受けて <u>めん類製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円）
—略—	

<u>麺類製造業</u>	14,000円（引き続き許可を受けて <u>麺類製造業</u> を営もうとする場合に係るものにあつては、13,000円）
—略—	

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
山形県動物の保護及び管理に関する条例	山形県動物の愛護及び管理に関する条例
目次	目次
第 1 章～第 5 章 一略一	第 1 章～第 5 章 一略一
<u>第 6 章 雑則（第23条—第24条）</u>	<u>第 6 章 動物愛護管理員（第22条の 2）</u>
<u>第 7 章 罰則（第25条—第28条）</u>	<u>第 7 章 雑則（第23条—第24条）</u>
附則	<u>第 8 章 罰則（第25条—第28条）</u>
（目的）	附則
第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第 9 条の規定に <u>基づき</u> 動物の飼養及び保管について必要な事項を定めるとともに、法第 36 条第 2 項の規定により収容した動物、逸走した動物等につき県が講ずべき措置を定め、もって動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。	第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第 9 条の規定に <u>基づく</u> 動物の飼養及び保管に <u>関し</u> 必要な事項、法第36条第 2 項の規定により収容した動物、逸走した動物等につき県が講ずべき <u>措置その他の動物の愛護及び管理に<u>関し</u>必要な事項</u> を定め、もって動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。
（飼養者による緊急時の措置）	（飼養者による緊急時の措置）
第19条 飼養者（特定動物（ <u>法第26条第 1 項</u> に規定する特定動物をいう。以下同じ。）を飼養し、又は保管する者をいう。）は、特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に通報し、かつ、付近の住民に周知させるとともに、当該特定動物を捕獲する等特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。	第19条 飼養者（特定動物（ <u>法第25条の 2</u> に規定する特定動物をいう。以下同じ。）を飼養し、又は保管する者をいう。）は、特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に通報し、かつ、付近の住民に周知させるとともに、当該特定動物を捕獲する等特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。
	<u>第 6 章 動物愛護管理員</u>
	<u>第22条の 2 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の 3 第 1 項に規定する動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を置く。</u>
<u>第 6 章 雑則</u>	<u>第 7 章 雑則</u>
<u>第 7 章 罰則</u>	<u>第 8 章 罰則</u>

附則第 2 項関係（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（市町村が処理する事務の範囲等）	（市町村が処理する事務の範囲等）
第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2 以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に	第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2 以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に

掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1～38 ー略ー	ー略ー
39 法及び <u>山形県動物の保護及び管理に関する条例</u> （平成12年12月県条例第92号）に基づく事務のうち次に掲げるもの （1）及び（2） ー略ー （3） <u>山形県動物の保護及び管理に関する条例</u> 第16条の規定による負傷動物の収容に係る公示	山形市以外の市及び各町村
40～49 ー略ー	ー略ー

2 ー略ー

掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1～38 ー略ー	ー略ー
39 法及び <u>山形県動物の愛護及び管理に関する条例</u> （平成12年12月県条例第92号）に基づく事務のうち次に掲げるもの （1）及び（2） ー略ー （3） <u>山形県動物の愛護及び管理に関する条例</u> 第16条の規定による負傷動物の収容に係る公示	山形市以外の市及び各町村
40～49 ー略ー	ー略ー

2 ー略ー

## クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 法第 7 条第 1 項の規定によりクリーニング師の試験を受けようとする者 <u>9,000円</u></p> <p>(4)及び(5) 一略一</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 法第 7 条第 1 項の規定によりクリーニング師の試験を受けようとする者 <u>10,000円</u></p> <p>(4)及び(5) 一略一</p>